

添付書類について

1. 必ず必要とする添付書類

① 登記事項証明書(全部事項証明書) (3ヶ月以内の原本)

※ 特定生産緑地の指定を希望される土地の登記事項証明書(全部事項証明書)。

※ 土地の登記事項証明書(全部事項証明書)は、法務局において取得できます。

② 印鑑証明書 (3ヶ月以内の原本)

※ 申請者を含む農地等利害関係人全員の印鑑証明書。

2. 代理人による申請の場合の添付書類

① 委任状(裏面の様式を参考にして下さい。)

3. 特別な事情により分筆が困難なため「一筆の内の部分指定」を希望する場合の添付書類

① 位置図

※ 特定生産緑地に指定を希望する範囲を示す位置図。

② 地積測量図(実測図等)

※ 特定生産緑地に指定しようとする土地の地積測量図(実測図等)。

③ 事由等確認書

※ 申請期限までに分筆が困難である事由及び困難事情解消後の分筆登記に係る確認書。

4. 申請者・農地等利害関係人の現住所と登記簿の住所が異なる場合の添付書類

① 住所の沿革を証明する書面

※ 登記事項証明書に記載されている住所から現在の住所までの変更経過がわかる書類。

例. 「住民票」「住居表示変更証明書」「戸籍の付表」など。

5. 相続登記が済んでいない場合の添付書類

① 戸籍の全部事項証明書(除かれた戸籍の全部事項証明書)及び原戸籍等

※ 相続登記が済んでいない場合は、相続人全員が農地等利害関係人となります。相続関係がわかる戸籍の全部事項証明書(除かれた戸籍の全部事項証明書)及び原戸籍等を必要とします。

② 遺産分割協議書

※ 遺産分割協議書が作成されている場合。

③ その他

※ 相続関係説明図等。

※ その他、状況に応じて必要とする書類。

6. 農地等利害関係人を証明する添付書類

※ 登記事項証明書以外に権利等が記載されている場合は、その権利等を証明する書類。

7. その他の添付書類

※ その他、状況に応じて必要とする書類。